

公益社団法人広島県薬剤師会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県薬剤師会（以下「本会」という。）の役員及び職員等の旅費の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(旅費の支給)

第2条 役員、代議員、地域・職域薬剤師会長、各種委員、本会に招集された会員及び職員が、本会の用務のため旅行したときは本規程による旅費を支給する。ただし、1日に付き1回の支給に限る。

(旅行命令)

第3条 旅行は、会長又はその委任を受けた者の発する旅行命令によって行わなければならない。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた場合には、現に旅行した経路及び方法によって計算することができる。

(鉄道賃)

第5条 鉄道賃の額は、旅客運賃のほか、自由席特別急行料金（片道50キロメートル以上）及び指定席特別急行料金（片道100キロメートル以上）による。

(航空賃)

第6条 片道700キロメートル以上は航空料金とし、季節運賃表により支給する。

(車賃)

第7条 車賃（自家用車により旅行する場合）の額は、1キロメートルにつき80円とする。

(日当及び宿泊料)

第8条 日当及び宿泊料の額は、別表のとおりとする。

2 区分Aについては、在勤場所と同一地域内にある旅行で、運賃が500円以下の場合、前項にかかわらず日当5,000円と車代500円を支給する。

3 宿泊料は会議の開始時刻及び終了時刻により支給する。

但し、基点となる最寄駅を午前7時以前に出発する場合は前泊を加算し、午後11時以降到着する場合は後泊を加算する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(制定及び改廃)

第10条 この規程の制定及び改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 社団法人広島県薬剤師会旅費規程（平成21年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成27年7月21日に一部改正し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月10日に一部改正し、平成28年4月1日から適用する。

別表

区 分		日 当		宿泊料（1夜につき）
A	役員、代議員、地域・職域薬剤師会長	県内旅行	5,000円	9,000円
		県外旅行	5,000円	12,000円
B	職員	同一地域内旅行	—	—
		県内旅行（同一地域内旅行を除く）	1,600円	9,000円
		県外旅行	5,000円	12,000円
	職員（試験検査検体搬入等、法人所有車利用）	同一地域内旅行	—	—
		行程50キロメートル未満（同一地域内旅行を除く）	800円	—
	行程50キロメートル以上	1,600円	—	

備考 日当の欄中「同一地域内旅行」とは、目的地が広島市中区、東区、南区、西区の旅行をいう。